

請願審査の傍聴記「あア…今回もまた」

1. 議案となった請願 「議会の採決時には『賛否の理由』を明らかにすることを求める請願書」
提出者 政策提言市民団体 市民自治あかし
2. 議会運営委員会委員（8名）
委員長：穂原成人（真誠会） 副委員長：梅田宏希（公明党）
委員：寺井吉広、千住啓介（以上、真誠会）、国出拓志（公明党）、
北川貴則、中西礼皇（以上、未来市民）、宮坂祐太（民主連合）
※注：新年度役員体制が決まった5/15時点では9名だったが、6/9に西川あゆみ議員が辞職したため共産党は2名の会派になり、3名以上の会派で構成する議運委のメンバーから外れ、4会派8名の構成になった。
3. 傍聴者
市民自治あかしメンバー3名（うち請願人代表の松本誠は、請願趣旨の陳述および質疑に応答）
4. 審議の内容
 - ①議会事務局が請願書の文書を朗読
 - ②請願人代表の松本が、請願趣旨等を陳述（制限時間10分）
※質疑では、請願人は委員から質問された場合のみ発言でき、請願人から委員への質問はできない。
 - ③委員長の指示により、事務局が請願内容に関する議会の経緯等を説明。主として、審議の流れの説明と、全議員の賛否の公表をしていることを説明する。
 - ④委員長から委員に質問を求めたら、国出委員（公明）がいきなり「会派としての意見」を発言。
 - ・請願は、一つの意見として承っておくべき課題であると認識した。
 - ・「説明責任」を果たすことを求める内容が中心だが、その方法等については条例にも規定しておらず、ケースバイケースで判断していくべき課題である。
 - ・「委員会報告」は現行のやり方で、説明責任を全く果たしていないとは言えない。
 - ・本会議での討論は、する場合もしない場合もあるが、委員会では、うちの会派は必ず理由を説明し、討論している。
 - ・したがって、現状では十分ではないが、説明責任を果たしていないとは言えない。このため、請願には賛成できない。
 - ⑤委員長が再度、質問はないか？と促したあと、千住委員（真誠会）が請願書の趣旨の記述の中の3点について請願人に質問した。
 - ・「現実の議会運営においては、委員会審査で十分な審議や疑問点の解明に至らないまま、委員や会派の意見を一方的に述べるにとどまり、採決に至る場合が見られる」とあるが、そのように主張する根拠は何か？
 - ・「なぜ賛成か」「なぜ反対か」の理由が明確にされないまま、十分に議論が尽くされずに採決を急ぐ場面も見られる一とあるが、しっかりした根拠はあるのか？
 - ・「当該委員会に属していない議員には付託案件がどのように審議されたのか、また委員会採決結果についての賛否の理由を垣間見することもできない」と書いているが、当議会では1日1委員会制を採っており、委員会に所属していない議員も傍聴できる。議員の努力次第の問題ではないか？
 - ⑥千住委員の質問に対して、請願人の松本が以下のように答えた。
（メモを取っていないので、発言した概要を思い起こして再現）
 - ・議員の立場からは「十分に説明し、発言している」と思われているかもしれないが、傍聴している市民からすればそれぞれの発言内容の趣旨が良くつかみ取れない、何を主張している

のか分からないケースがしばしばある。説明責任を果たすということは、議会基本条例にも規定しているように「市民に分かりやすく説明する」ということが重要で、議員自身が出ているつもりだけでは説明責任を果たしたことはない。

- ・傍聴していて感じるのは、「この人は何を言いたいのか？何を言おうとしているのかが分からない、メモに取りようがない」ことも、しばしばあります。失礼ながら、真誠会の議員の何人かの方々にはよく見受けられることです。要旨不明、意味不明の発言を賛否の理由として理解するのは困難です。
- ・1日1委員会制を採り、委員会に所属していない議員にも傍聴できる機会をつくられていることは結構なことです。すべての委員が所属外の委員会を傍聴することは難しいと思います。所属会派の同僚から内容を聴くことも可能かもしれませんが、委員会審議の中で賛否の理由が明確にされていないことがある現状では、それをかいつまんで同僚議員に説明することも難しいかと思えます。本会議を傍聴している市民にとっては、付託された委員会でのどのような議論がなされ、どのような賛否の理由や論点があったのかを、本会議の採決にあたって明示してもらわねば、伝わるすべがありません。

本会議のインターネット録画は、最近では数日後に見ることはできますが、委員会は未だ録画継ぎが行われておらず、議事録の公表は何カ月も先になります。委員会報告で、簡潔に議論の経過や賛否の理由をまとめて報告すれば、委員会所属以外の議員にも、傍聴する市民にも概要を伝えられるはずですが。

- ⑦これに対して千住委員は、「分かりやすく説明しているかどうかは、個々人の感じ方の問題でもある」「傍聴者が理解できないと言っても、議案の中身にはそれぞれ難しい内容もあり、長い経緯もある。市民に分かりやすくという配慮が必要だとは思いますが、一人ひとりの市民が理解できるように説明することは、現実に可能かどうか、限界もある」「委員会所属外委員の審議経過に関する理解は、個々の議員の努力次第の問題だ」と発言した。

そのうえで、「現状で十分とは言わないが、請願には賛成できない」とした。

- ⑧次いで、北川委員（未来市民）が「請願の願意は了とするが、請願人にお尋ねしたい」と質問をした。

- ・委員会報告に際して賛否の意見を分かりやすく報告することを求めているが、何ページにもわたって膨大な説明を加えることは難しい。請願人は、どのような方法があるか？
- ・これに対して、請願人は「委員会報告の際に、何ページにもわたって議論の経過や内容を詳細に報告することは難しいのは承知している。しかし、賛否が分かれた議論の場合に、賛否それぞれの意見を簡潔にまとめることはできるはずだ。傍聴している市民にも、おおよその意見の違いが分かるような説明はできると思う。文書でいえば、多分1枚程度にまとめることも可能なはずだ」と答えた。

- ⑨さらに北川委員が質問を続けようとする、ここでハプニングが起きた。穂原委員長が北川委員の質問を制止するように「紹介議員（中西議員）と同じ会派の議員は、紹介議員とほぼ同等の立場であることに鑑み、請願者には事前に調整し、質問を控えるという申し合わせになっている…」と質問を止めようとした。

北川委員は「議員と市民の間にこれだけのギャップがあるので、請願の願意を了とした。賛否の理由等を1枚にまとめる難しさはあるが、請願人はどのような方法で報告したらいいか？と考え方を聴いたままで、会派云々は関係ない」と委員長に向けて発言し、「請願の趣旨は、要は簡潔にまとめて報告したらいいということにある」と請願に賛成する意見を述べた。

委員長はさらに質問を制止しようとしたが、北川委員は「当該委員会に所属していない議員は、どうしたらいいと思うか？」と請願人に質問した。委員長が三度「北川委員に再度注意を与える。紹介議員と同じ会派の議員は、請願者と十分協議して質問を控えることになっている」と牽制したうえで、請願人に答弁の機会を許した。

請願人は「当該委員会に所属していない議員が、委員会審議の中身を掌握するためにどのようにしたらいいかは、議会内部の問題でもあり、議会内および各議員で考えていただきたいが、議員一人ひとりがすべての委員会を傍聴して、議論の中身を把握することは難しいはずだ。会派内で情報交換するとしても、すべての委員会に所属できない会派や“一人会派”の議員には無理なことだ。そのためにも、市民向けだけでなく、委員会所属外の議員向けにも、付託案件の審議の内容や論点の報告が必要になると思う」と答えた。

⑩委員会の議論はここまで。開会から 38 分。事務局説明や請願人の陳述時間を除くと、正味 25 分程度で委員長は審議を打ち切り、会派の賛否意見を求めた。

- ・中西委員（未来市民）は「会派として紹介議員になっており、請願には賛成だ。議会も努力している部分もあるが、市民から不十分だという声があれば『分かりました』と前向きに取り組むのが議会の筋だ。他市の議会では、議会広報に賛否の意見を整理して載せているところもある。審議の中で、賛否の意見が明確になっていないとできない」と、請願採択に賛成する意見を述べた。
- ・宮坂委員（民主連合）は「請願項目の 1 項目（委員会報告）は、現状で十分かどうかは判断が分かれるが、一定程度できている。濃淡の差はあろうが、現状の議会運営に齟齬はない」「2 項目（賛否の討論）の趣旨は分かる。謙虚に受け止めねばならない。しかし、現実の議会運営に落とし込んだ場合には、請願に賛成できない。委員会に所属していない議員が本会議で初めて反対討論に立つこともある。討論通告のタイミングということもあるが、現実の議会運営には課題がある。したがって、請願採択の判断は慎重に考えねばならないので、請願は不採択」とした。
- ・寺井委員（真誠会）は「請願は意見として受けとめた。賛否が分かれる場合には、十分理由を説明し、立場を明確にしている。すべての傍聴者が、請願人と同じ意見ではあるまい。審議で議論を尽くすのは当然のこと。会派の説明責任は十分に果たしている」と請願に反対する意見を述べた。
- ・国出委員は「先に会派の意見は表明した」、副委員長の梅田委員は「会派の意見と同じ」として発言はせず。
- ・委員長は採決に入り、賛成起立は未来市民会派の 2 名だけで、「起立少数」で不採択を宣言した。10 時 46 分閉会。

【審議を聴いての感想】

結局は、紹介議員になった未来市民会派の 2 議員だけが賛成しただけに終わった。共産党は 6/9 から議運委のメンバー出なくなったため態度の表明はなく、30 日の本会議に持ち越された。

この日の審議では久しぶりに真誠会の議員が何回かの質問を出し、同会派または同議員がどのあたりに関心と意見を持っているかは推測できたが、発言の内容から「なぜ請願に反対なのか？」はよく見えなかった。「感じ方の問題、程度の問題」なら、請願に反対する必要はなく、文言に気に入らない部分があるなら「趣旨採択」あるいは「請願趣旨をどのように具体化するかを検討するために、継続審査」という態度もあり得たのではないか。

このことは、公明党の意見、民主連合の意見も同様で、請願に反対する意見はいずれも「反対ありき」の議論でしかなかった。

今回の請願は議案に対する賛否の説明責任を明らかにすることを求めたもので、議会運営ではごく当たり前の請願だったが、その審議で、このような結果が短時間に結論づけられたのは、いかにも現在の明石市議会の病状を象徴した請願審査であった。

（傍聴記：市民自治あかし 松本誠 2017/6/28 記）